

令和7年度第3回岩国警察署協議会会議録

開催日時		令和8年2月13日（金） 午後2時から午後4時までの間
開催場所		山口県岩国市麻里布町六丁目15番20号 岩国警察署5階 講堂
出席者	委員	塩田会長、山田委員、福多委員、楯田委員、大島委員 河野委員、松本委員、山中委員、成瀬委員、水鶏口委員 佐伯委員 計11名
	警察本部	警務部長
	警察署	署長、地域官、刑事官、交通官、警察安全相談課長 生活安全課長、警備課長 計7名
議題		大規模自然災害に備えた諸対策の推進
1 会長挨拶 2月に衆議院選挙が行われ、政府要人の警護につかれた警察官は、大変だったと思う。改めて謝辞を申し上げる。さて、今回のテーマである大規模災害については、夏の台風や地震のイメージがあるが、今年の1月2日及び2月8日の大雪は、いわゆる「冬の爆弾低気圧」であり、もはや大規模自然災害の1つに該当すると思われる。自然には逆らえないので、何とか英知を絞り、事件・事故がないように対策を講じていくことが必要である。この点を踏まえて、委員の方には様々な提言をしていただきたい。 2 警務部長挨拶 （省略） 3 業務推進状況説明（署長） (1) 犯罪情勢 ア 刑法犯認知・検挙状況 イ 犯罪抑止重点対象犯罪の認知状況 ウ 岩国警察署刑法犯・自転車盗認知件数 (2) うそ電話詐欺発生状況等 ア 発生件数・被害額 イ 年代別（県内） ウ 被害防止対策 (3) SNS型投資詐欺、ロマンス詐欺の発生状況等		

- ア 発生件数・被害額
- イ 年代別・男女別（県内）
- ウ 被害防止対策

(4) 人身安全対策関係

(5) 交通情勢

- ア 交通事故発生状況
- イ 交通事故抑止対策

4 諮問事項説明

大規模自然災害に備えた諸対策の推進（警備課長）

5 協議

（委員）

私は地区の自治会長や高齢者のボランティア等をしているので、これに関して3点、質問する。1点目は、災害時の避難に関することである。高齢者に対して警察が行っている避難支援対策や地区で避難訓練を行う際の注意点等はないか。

2点目は、高齢化社会の中、自治体や高齢者施設等と連携した訓練や教養等の様々な取組はどうしているのか。

3点目は、大規模災害発生時、ペットの避難やペットがいなくなった場合、遺失物として取り扱うのか。

（警備課長）

1点目の高齢者の方々に対する警察の避難支援対策についてであるが、警察では日々の業務として、巡回連絡により高齢者の居住実態を把握している。例えば、足が少し悪いので避難に時間を要する高齢者等の居住実態についても、把握することに力を入れている。

また、避難訓練実施上の注意点であるが、まずはいかに早く避難するかということが大切である。「避難しなくても大丈夫」と考えることなく、可能な限り早急に災害想定エリアの外に逃げる、いわゆる「広域避難」をすることが基本である。

ただし、災害発生時は全て避難所等へ避難することを推奨しているのではなく、例えば、耐震性がしっかりしているマンション等であれば、逆にそのまま「在宅避難」というのも手段の1つであり、足が悪く遠方の避難所に行くことが困難な高齢者の方であれば、近くの頑丈な建物の高いところへ避難する、いわゆる「垂直避難」が有効な避難方法となる。こういった注意点等を踏まえて、引き続き、住民の方々に効果的な避難の方法を広報していく。

2点目の質問である高齢化社会の中、関係機関との連携については、岩国市の災害担当部署と訓練することにより、顔の見える関係を構築している。また、事情があり避難に時間を要する方、いわゆる「要配慮者」が多く集まると想定される特別養護老人ホーム等については、講習会等を通じて施設管理者等との連携強化を図っている。

3点目のペットの避難について、警察施設としてはどうしても災害対策に従事する警察職員の数に限りがあることや110番等の対応件数の多さから、ペットの受け入れ等はできない状況にある。ただし、先程の質問にあった遺失物としての取扱

いは、従来通り取り扱っている。

(委員)

2点、質問がある。まず1点目が、災害時の個人情報の取扱いについてである。私は自治会長をしており、南海トラフ地震を想定して、個別避難計画を策定し、避難誘導等について市と連携、支援を行う体制を構築している。しかし、個人情報保護法により、自治会の中で誰が「要支援者」なのか、把握できておらず、避難場所までどのように支援して連れていけばいいのか、難しいところがある。この点は、どうしたらいいのか。

2点目は、災害時の道路の通行規制についてである。平成26年8月、岩国市では大雨による大規模な水害が発生し、一部の地区では家屋が浸水した。さらに、道路は土砂崩れにより寸断され、数か月にわたり通行ができなかった。私はこの道路が土砂崩れで埋まる直前に通行しており、一步間違えれば土砂崩れに巻き込まれていた。災害が発生する危険な状況下にある時、警察として独自に道路の通行規制をかけることができるのか。

(警備課長)

まず、1点目について、説明する。個別避難計画は災害対策基本法に定められており、自治体が定めることになっている。警察は関係機関、自治体等と連携しており、個人情報保護法の関係上、個別避難計画等の詳細等についても確認できない部分もあるが、災害発生時には個人情報の提供を受けられる規定になっているので、自治体と連携強化を図りながら対応する。

2点目の道路の通行規制については、基本的には道路管理者が道路の保全や交通の危険防止の目的で、通行禁止等の制限をかけることになっている。しかし、道路交通法には道路損壊や冠水等の危険な状態が認められ、緊急の必要性がある場合には、「警察官が歩行者や車両の通行禁止措置等をとることができる」と規定されており、実際、現場において交通規制を実施している。今後も道路管理者や関係機関と連携を図り、災害時の情報共有等が円滑に行われるよう努めていく。

(委員)

警察が訓練していることについて、住民に分かるように情報発信できないか。警察が訓練していることを知ることができれば、住民の安心感も大きくなる。事前に参加を呼びかければ、気軽に参加する住民もいるのではないか。

(警備課長)

本年度も災害対策に関する訓練を実施しており、中山湖で行った訓練は、報道されているが、まだまだ広く広報しているとは言い難い面もあるので、提言を受け、広く住民の方々に伝えていく。

(委員)

地域のケーブルテレビ番組で、訓練の報道があったと聞いている。広く広報することができれば、こういった番組を見る方も増えるかもしれない。

(委員)

私はこれまで消防団等の様々な訓練にも参加し、消防や警察とも一緒に訓練したが、そこで感じたのは、地域住民の多くは危機感が極めて低いのではないかという

ことである。そこで、警察や消防、市の防災担当課等を巻き込んだ大規模な災害対策訓練を行ってもらえないか。

(署長)

全般的な話になるが、住民の方と一緒に大規模な訓練を行う場合、やはり市町が第一義的に行うことになるので、市町に積極的に働きかけを行っていく。県下では、県の防災の日に合わせて、大規模訓練を行っている。市町によっては、定期的に行われているところもある。報道を通じて、「こんな訓練をやっている」と広報していくことが必要である。警察としても、先程言われたように、自治会単位の訓練まで把握しきれていないので、もし、自治会で訓練をする場合、パトカーや警察官の避難誘導が必要であれば、「警察に参加してほしい」と要望すれば、積極的に参加する。今まで警察の訓練は、消防本部のレスキューとやっていたが、今回は消防団の方も含めて、訓練を行っていきたい。また、地域の訓練で要望があれば、警備課が窓口になるので、「こんな訓練があるので、是非、参加してもらえないか」という働きかけをお願いします。

(委員)

私が懸念しているのは、住民の中には、「何かあったら行政が全てどうにかしてくれるだろう」「何もせずとも警察や消防が解決してくれる」といった考えを持った方がいるのではないかということである。最近、メディア、ネット等の誤った情報を鵜呑みにして、災害時に間違った危険な行動を実際にとってしまう方もいるのではないか。そういった危険な行為等に関して、警察側から過去の事例等を基に、災害時の危険な状況や誤った行動が引き起こす危険等を住民に伝え、住民が興味を持ち、正しい知識や対応方法を知ってもらえれば、一つの防災になるのではないか。

(署長)

たしかに、災害の危険性については、実際の現場で体験したことを伝えることが有効である。これが伝承という形になり、重要かつ効果的である。警察は県内外の災害に関して、部隊を派遣する等、様々な経験を積んでいるが、ここで得た経験則を情報発信し切れていない部分もあるので、現場で経験した危険性を積極的に情報発信していきたい。

(委員)

私は2年前、石川県能登で震災を経験した。その時、大動脈である道路が寸断され、岩国から能登に向かうのにかなりの時間がかかった。警察や消防が部隊を運搬する大型車両では、通行不可能と思われる道路もあった。警察では倒木の撤去などの訓練をしているとのことだが、大規模な道路寸断等の被害発生時には、やはり重機を投入する必要がある。そこで、質問である。災害時、重機は活用されているのか。

(警備課長)

重機に関してだが、県警では災害対策用の重機を1台保有している。運用に関しては県警機動隊の隊員が操縦免許を取得しており、順次免許取得者を増員する等の体制構築を進めているところであるが、現状の配備台数では大規模災害には到底足りるものではない。正直1台では難しいところがある。

よって、災害現場への経路構築には、道路の復旧作業と併せ、場合によっては海路や空路を利用するため、自衛隊や海上保安庁、消防等へ応援要請して対応している。山口県では実際に大規模災害が発生した際に備え、重機運用に熟達した建設業界の方から助力を得られるよう、山口県が重機事業者と協定を結んでおり、その協定は警察も準用できる仕組みとなっている。

(委員)

私は大学で防災教育の授業を行い、学生にアンケートを行ったところ、防災グッズを備えている家庭は5人に1人しかないという調査結果が出た。災害対策の広報活動について、発信はしているが広く浸透するまでには至っていないことが分かった。今後、より一層、警察や消防、市と連携した広報活動に力を注いでほしい。

(委員)

災害警備計画とは、具体的にはこういった内容が記されているのか、また、災害警備本部というのはどのような場合に立ち上げられるのか。

(警備課長)

災害警備計画は警察官・警察職員に向け、災害発生時の対応要領等が記された部内規定マニュアルのようなもので、職員が参集する基準や参集場所等を区分して記載された内容となっている。

一方、災害警備本部の立ち上げは、大雨や洪水、暴風等の際の気象警報発令時に当署警備課員が集まり立ち上がることとなる。その後、管内の被災状況等の情報収集や各関係機関との情報交換・連携を図り、状況に応じて体制の強化や被災防止措置を進めることになる。

(委員)

災害発生時、各国道、県道、市道では、その道路管理者となる国土交通省や県、市の職員が、道路状況の把握と対応にあたっていると思う。過去、災害発生時、国道を担当した職員は国道が通行止めのため、県道に迂回するよう指示し、一方、県道を担当した職員は県道が通行止めのため、国道に迂回するよう指示したことがあった。つまり、国と県の職員同士の連携が取れていない。災害発生当初は、どの部署も担当する分野の状況把握等で手一杯だろうし、情報が断片的にしか入らず、交錯する状況になる。統制と連絡調整には、時間がかかると思うが、行政機関と警察が連絡調整する場を早期に構築できるように進められないか

(警備課長)

災害発生時、市町に設置される対策本部に警察職員が入り、警察署の対策本部と連絡・情報共有する体制を構築している。周知や広報が不十分なため、広く知られていない。この点を踏まえつつ、国・県・市町との連携・協力体制の強化を図っていく。

(委員)

先程の諮問事項の説明の中で、効果的だと感じたのは、映像・画像の活用というところだった。情報は様々なところから真偽を問わず入るため、言語による伝達は、同一の事態であっても、全く異なった見解や誤解が生じ、混乱の元になりかねない。

しかし、映像・画像があれば、誤った情報はかなり少なくなる。今後も、映像や

画像を活用すべきである。

(委員)

新年早々、島根県で地震が発生した際に感じたことがある。島根県には原子力発電所があるので、「東北大震災のようなことになるのでは」と強い危機感を持った。私の職場でも同様に感じた方がおられ、小さな児童をすぐに避難させていたのだが、比較的年齢の高い児童はそのままだった。「地震の揺れは感じたが、避難する必要は無いだろう」と判断したとのことだった。また、若い職員が地震発生時にスマートフォンを見て、「緊急速報が鳴っていないから大丈夫だろう」と言っていたのも気になった。自身の体感よりも、スマホの情報に頼り切っているのは危険ではないかと思うし、やはり対応が一步遅れれば、危険度は増すので、我々市民も気を引き締めていく必要があるのではないかな。

(委員)

私も少し感じているのだが、最近の報道では災害発生時の第一声が、まず身を守る行動をとるように呼び掛けている。私自身も災害に遭遇した際、自分の身を守るための行動をとるように考えていたが、災害グッズを備えているかという点意外とできていない。やはり災害被害防止に関する意識は、数多く繰り返さないと身につかないので、地区、学校、警察、企業等で連携し、防災講習や体験学習等を行うことが大切である。そこで、質問であるが、地区、教育機関等での訓練や講習は、警察でできるのか。

(署長)

災害対応訓練や講習等については、学校や自治体等から要請があれば、参加することも可能である。例えば、防災週間のタイミングで、教育委員会を通じて言ってもらえれば、参加も可能である。昨年、新学期の時期に児童のインターネット利用について、教育委員会から要望を受け、実際に講習を行った。同様に防災の講習についても可能である。講習、訓練等も数多く実施したいので、是非、声かけをお願いする。

(委員)

警察は消防の協力を得て、防災に関する様々な知識や経験を住民に教養すべきである。また、ここまでは自力で対応・避難し、後は警察や消防に任せられるといった具体的な情報があれば、住民の意識高揚が図れるのではないかな。

(警備課長)

災害はその発生する時期、時間帯によって被害の規模が異なってくる。例えば、真冬の夜間の被害者数と昼間の被害者数の割合は違ってくる。「自助・共助・公助」と言われる災害対策において、「ここまで自助・共助すれば、あとは行政機関に任せてほしい」と言うことができればいいが、難しい面もある。いずれにしても、いかに早く救助するかが大切である。我々行政も常に最善を尽くすので、皆様も日頃から危機意識の高揚に努めてほしい。その中で「要救助」の対象をいかに少なくするかということが、非常に重要である。自力避難が困難な方を早期に避難させることに警察力を裂くことになるので、避難可能な方々は、避難警戒が発令された際、比較的低いレベルであっても早期避難に向けて行動すると、後に高レベルの警戒が

発令された場合、避難誘導等が円滑になるなど、非常に有益である。今後、自治会等で行われる避難訓練等の機会を通じて、周知をお願いする。またその際には遠慮なく声かけをお願いする。

6 配布資料

- 業務説明資料
- 諮問事項資料